

## 生乳の共販について

惣 津 律 士

県酪連による生乳の共販は関係乳業会社との協議を終って、1月1日から実施されている。1月中の酪連取扱数量は2,321 tで、販売先はオハヨー、国分、明治、雪印、東洋の5大乳業会社であり、県内全乳業者の集乳量の3分の2にあたっている。

酪連が発足してから1ヵ年有余を経て、創立の目的を一応達した訳であるが、その間に於て、会員相互間の意見の調整、乳業会社の理解と協力を得るための協議については並々ならぬ苦難の過程が見られるのであって、今更ながら共販の困難性が伺われる。取引価格は共販実施によって1.8リットル当り45円に統一されたが、会員である酪農団体と会社との間に於ける乳価以外の奨励金については酪連はタッチしていないが、これは酪連の強化に伴って解決されねばならない問題である。

共販はとかく末端農家の不平又は認識不足によって崩れる危険がある事はしばしば聞く所であるが、会員たる酪農団体の役職員が共販の意義を十分に認識して、強力なる支持を与える事が何より肝要である。

県は昨年より乳牛経済能力検定指導事業を6地区で実施中であるが、本年は二等乳の発生によって生産農家の受ける損害を防止するために生乳品質改善事業を実施すると共に必要に応じて牛乳検査の指導を行なって取引の明朗化に資し度いと考えている。

尚共販に関連して考慮を要する点は牛乳の増産と計画的出荷である。県酪連では本年の牛乳生産量を昨年の3割増に期待している。随って酪農団体は自己の増殖計画を更に検討し、農家の経営改善、更に乳牛の空胎防止に関係者一丸となって努力して戴きたいのである。共販は組合と工場との共存共栄によって発達するものである。組合が乳業者に対する単なる乳価値上の要望団体であってはならないし又、乳業者が共販体制を無視して自己の集乳のみにほん走して、酪農団体の組織の弱体化をもたらしてはならない。